

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行) スキーム概要

目 的

地域における鉄道やバスなどの公共交通のおかれた状況が厳しさを増しつつあることから、地域公共交通の活性化・再生を通じた魅力ある地方を創出するため、地域公共交通の活性化・再生に関して、市町村を中心とした地域関係者の連携による取組みを国が総合的に支援

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣(国土交通大臣・総務大臣)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定

1. 計画の作成・実施

協議会

市町村

公共交通事業者※

道路管理者

港湾管理者

公安委員会*

住民* 等

※鉄道、軌道、バス、
タクシー、旅客船等

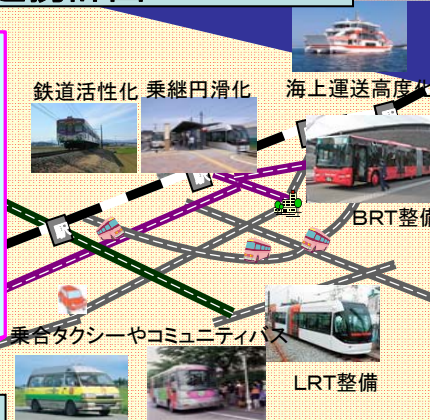
協議会の参加要請応諾義務

(* 公安委員会、住民は除く)

- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTの導入や乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。



各実施計画

・LRTの整備 ・BRTの整備・海上運送の改善・乗継の改善・地方鉄道の再生

【軌道運送高度化実施計画】

LRTの整備等により、速達性の向上等運送サービスの質の向上を図る

計画の認定

予算等

- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- ・地方債の配慮
- ・情報、ノウハウの提供
- ・人材育成 等

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRTの車両購入費、BRTの車両購入費等について自治体助成部分の起債対象化
- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- ・関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

国による総合的支援

注1 LRT(Light Rail Transit) 低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム
注2 BRT(Bus Rapid Transit) 輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム